

平成18年	3月31日	認可
平成18年	9月21日	変更
平成19年	3月22日	変更
平成20年	8月1日	変更
平成20年 ¹	10月8日	変更
平成21年	3月12日	変更
平成21年	3月26日	変更
平成21年	4月20日	変更
平成21年	8月28日	変更
平成23年	3月28日	変更
平成23年	6月8日	変更
平成24年	4月20日	変更
平成25年	3月26日	変更
平成25年	6月11日	変更
平成26年	3月14日	変更
平成26年	8月8日	変更
平成27年	3月25日	変更
平成27年	8月5日	変更
平成28年	3月1日	変更
平成28年	6月8日	変更
平成28年 ¹	12月14日	変更
平成29年	3月31日	変更
平成29年	8月10日	変更
平成30年	3月30日	変更
平成30年	8月10日	変更
平成31年	3月29日	変更
令和元年	9月27日	変更
令和2年	3月31日	変更
令和2年 ¹	10月23日	変更
令和3年	3月30日	変更
令和3年	8月6日	変更
令和4年	3月30日	変更
令和4年	9月30日	変更
令和5年	3月31日	変更
令和5年	9月8日	変更
令和6年	3月27日	変更

全国路線網に属する高速道路に係る業務実施計画

1 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

本業務実施計画の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線
- (2) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内釧路線
- (3) 高速自動車国道北海道横断自動車道黒松内北見線
- (4) 高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線
- (5) 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線
- (6) 高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線
- (7) 高速自動車国道東北横断自動車道酒田線
- (8) 高速自動車国道東北横断自動車道いわき新潟線
- (9) 高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道
- (10) 高速自動車国道東北中央自動車道相馬尾花沢線
- (11) 高速自動車国道関越自動車道新潟線

- (1 2) 高速自動車国道関越自動車道上越線
- (1 3) 高速自動車国道常磐自動車道
- (1 4) 高速自動車国道東関東自動車道千葉富津線
- (1 5) 高速自動車国道東関東自動車道水戸線
- (1 6) 高速自動車国道北関東自動車道
- (1 7) 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線
- (1 8) 高速自動車国道中央自動車道西宮線
- (1 9) 高速自動車国道中央自動車道長野線
- (2 0) 高速自動車国道第一東海自動車道
- (2 1) 高速自動車国道東海北陸自動車道
- (2 2) 高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線
- (2 3) 高速自動車国道中部横断自動車道
- (2 4) 高速自動車国道北陸自動車道
- (2 5) 高速自動車国道近畿自動車道伊勢線
- (2 6) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線
- (2 7) 高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線
- (2 8) 高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線
- (2 9) 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線
- (3 0) 高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線
- (3 1) 高速自動車国道近畿自動車道敦賀線
- (3 2) 高速自動車国道中国縦貫自動車道
- (3 3) 高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線
- (3 4) 高速自動車国道山陽自動車道宇部下関線
- (3 5) 高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線
- (3 6) 高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線
- (3 7) 高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
- (3 8) 高速自動車国道中国横断自動車道広島浜田線
- (3 9) 高速自動車国道山陰自動車道鳥取益田線
- (4 0) 高速自動車国道四国縦貫自動車道
- (4 1) 高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線
- (4 2) 高速自動車国道四国横断自動車道愛南大洲線
- (4 3) 高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線
- (4 4) 高速自動車国道九州縦貫自動車道宮崎線
- (4 5) 高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線
- (4 6) 高速自動車国道東九州自動車道
- (4 7) 高速自動車国道成田国際空港線
- (4 8) 高速自動車国道関西国際空港線
- (4 9) 高速自動車国道関門自動車道
- (5 0) 高速自動車国道沖縄自動車道

- (51) 一般国道1号(横浜新道)
- (52) 一般国道1号(新湘南バイパス)
- (53) 一般国道1号(西湘バイパス)
- (54) 一般国道1号(京滋バイパス)
- (55) 一般国道1号(油小路線)
- (56) 一般国道1号(第二京阪道路)
- (57) 一般国道1号(淀川左岸線延伸部(門真市から大阪市鶴見区まで))
- (58) 一般国道2号(第二神明道路)
- (59) 一般国道2号(広島岩国道路)
- (60) 一般国道3号(南九州西回り自動車道(八代日奈久道路))
- (61) 一般国道3号(南九州西回り自動車道(市来~鹿児島西))
- (62) 一般国道4号(東埼玉道路)
- (63) 一般国道6号(東水戸道路)
- (64) 一般国道6号(仙台東部道路)
- (65) 一般国道6号(仙台南部道路)
- (66) 一般国道7号(秋田外環状道路)
- (67) 一般国道7号(琴丘能代道路)
- (68) 一般国道9号(安来道路)
- (69) 一般国道9号(江津道路)
- (70) 一般国道10号(椎田道路)
- (71) 一般国道10号(宇佐別府道路)
- (72) 一般国道10号(日出バイパス)
- (73) 一般国道10号(延岡南道路)
- (74) 一般国道10号(隼人道路)
- (75) 一般国道11号(高松東道路)※
- (76) 一般国道13号(米沢南陽道路)
- (77) 一般国道13号(湯沢横手道路)
- (78) 一般国道14号(京葉道路)
- (79) 一般国道16号(横浜横須賀道路)
- (80) 一般国道16号(横浜新道)
- (81) 一般国道16号(京葉道路)
- (82) 一般国道24号(京奈和自動車道(京奈道路))
- (83) 一般国道24号(京奈和自動車道(大和北道路))
- (84) 一般国道26号(堺泉北道路)
- (85) 一般国道28号(本州四国連絡高速道路(神戸・鳴門ルート))
- (86) 一般国道30号(本州四国連絡高速道路(児島・坂出ルート))

- (8 7) 一般国道 3 1 号 (広島呉道路)
 - (8 8) 一般国道 3 4 号 (長崎バイパス)
 - (8 9) 一般国道 4 2 号 (湯浅御坊道路)
 - (9 0) 一般国道 4 3 号 (名神湾岸連絡線 (西宮市今津水波町から西宮市今津社前町まで))
 - (9 1) 一般国道 4 5 号 (三陸縦貫自動車道 (仙塩道路))
 - (9 2) 一般国道 4 5 号 (百石道路)
 - (9 3) 一般国道 4 7 号 (仙台北部道路)
 - (9 4) 一般国道 1 2 6 号 (千葉東金道路)
 - (9 5) 一般国道 1 2 7 号 (富津館山道路)
 - (9 6) 一般国道 1 3 8 号 (東富士五湖道路)
 - (9 7) 一般国道 1 6 3 号 (第二阪奈道路)
 - (9 8) 一般国道 1 6 5 号 (南阪奈道路)
 - (9 9) 一般国道 1 9 6 号 (今治・小松自動車道 (今治小松道路))
 - (1 0 0) 一般国道 2 3 3 号 (深川・留萌自動車道 (深川沼田道路))
 - (1 0 1) 一般国道 2 3 5 号 (日高自動車道 (苫東道路))
 - (1 0 2) 一般国道 2 7 1 号 (小田原厚木道路)
 - (1 0 3) 一般国道 3 0 2 号 (伊勢湾岸道路)
 - (1 0 4) 一般国道 3 1 7 号 (本州四国連絡高速道路 (尾道・今治ルート))
 - (1 0 5) 一般国道 4 0 9 号 (東京湾横断・木更津東金道路)
 - (1 0 6) 一般国道 4 6 6 号 (第三京浜道路)
 - (1 0 7) 一般国道 4 6 8 号 (横浜横須賀道路)
 - (1 0 8) 一般国道 4 6 8 号 (首都圏中央連絡自動車道)
 - (1 0 9) 一般国道 4 6 8 号 (東京湾横断・木更津東金道路)
 - (1 1 0) 一般国道 4 7 5 号 (東海環状自動車道)
 - (1 1 1) 一般国道 4 7 8 号 (京滋バイパス)
 - (1 1 2) 一般国道 4 7 8 号 (京都縦貫自動車道)
 - (1 1 3) 一般国道 4 8 1 号 (関西国際空港連絡橋)
 - (1 1 4) 一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (武雄佐世保道路))
 - (1 1 5) 一般国道 4 9 7 号 (西九州自動車道 (佐世保道路))
- ※平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日から高速自動車国道四国横断自動車道阿南四万十線として供用

2 会社が行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容 (特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)

(1) 新設又は改築に係る工事 (特定更新等工事を除く。) の内容

- | | |
|----------------|--|
| 東日本高速道路株式会社 | 別紙 1 - E - 1 から別紙 1 - E - 2 3 4 のとおりとする。 |
| 中日本高速道路株式会社 | 別紙 1 - C - 1 から別紙 1 - C - 1 2 2 のとおりとする。 |
| 西日本高速道路株式会社 | 別紙 1 - W - 1 から別紙 1 - W - 1 6 7 のとおりとする。 |
| 本州四国連絡高速道路株式会社 | 別紙 1 - H - 1 から別紙 1 - H - 4 のとおりとする。 |

(2) 修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容

東日本高速道路株式会社	別紙2-1のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙2-2のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙2-3のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙2-4のとおりとする。

3 特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

東日本高速道路株式会社	別紙特1-1のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙特1-2のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙特1-3のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙特1-4のとおりとする。

4 2及び3の工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

(1) 新設又は改築に係る工事に要する費用（特定更新等工事を除く。）に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

東日本高速道路株式会社	別紙1-E-1から別紙1-E-234のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙1-C-1から別紙1-C-122のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙1-W-1から別紙1-W-167のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙1-H-1から別紙1-H-4のとおりとする。

(2) 修繕に係る工事（特定更新等工事を除く。）に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

東日本高速道路株式会社	別紙3-1のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙3-2のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙3-3のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙3-4のとおりとする。

(3) 特定更新等工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

東日本高速道路株式会社	別紙特2-1のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙特2-2のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙特2-3のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙特2-4のとおりとする。

5 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額

東日本高速道路株式会社	別紙4-1のとおりとする。ただし、機構が東日本高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4-1の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。
中日本高速道路株式会社	別紙4-2のとおりとする。ただし、機構が中日本高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4-2の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。
西日本高速道路株式会社	別紙4-3のとおりとする。ただし、機構が西日本高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4-3の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙4-4のとおりとする。ただし、機構が本州四国連絡高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第5号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4-4の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加えたものとする。

6 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号、第6号及び第7号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社	別紙5-1のとおりとする。
中日本高速道路株式会社	別紙5-2のとおりとする。
西日本高速道路株式会社	別紙5-3のとおりとする。
本州四国連絡高速道路株式会社	別紙5-4のとおりとする。

7 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

(1) 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容

高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする（各会社共通）。

(2) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社	別紙6-1のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙7-1の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙6-1の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙6
-------------	---

－ 1 の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

中日本高速道路株式会社

別紙 6－2 のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙 7－2 の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の 1％に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙 6－2 の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の 1％に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙 6－2 の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

西日本高速道路株式会社

別紙 6－3 のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙 7－3 の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の 1％に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙 6－3 の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の 1％に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙 6－3 の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

本州四国連絡高速道路株式会社

別紙 6－4 のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙 7－4 の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の 1％に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」という。）を超えた場合には、別紙 6－4 の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の 1％に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」という。）を下回った場合には、別紙 6－4 の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

(3) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間

それぞれの道路資産が機構に所属した日から令和 5 年 3 月 22 日までとする（各会社共通）。

ただし、1 中一般国道 165 号（南阪奈道路）は平成 30 年 4 月 1 日から、一般国道 1 号（油小路線）は平成 31 年 4 月 1 日から、一般国道 31 号（広島呉道路）は令和元年 7 月 1 日から貸し付けるものとする。

8 機構の収支予算の明細
別紙8のとおりとする。

9 その他国土交通省令で定める事項

(1) 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関し必要な事項

機構は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(2) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関し必要な事項

機構は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の経営努力により高速道路の新設、改築及び修繕に係る工事（修繕に係る工事にあつてはあらかじめ東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社から提出され、機構が同意した修繕工事計画書に係る工事に限る。）に要する費用が縮減され、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社から申請書により助成金交付の申請があつた場合において、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときには、助成対象基準額（新設又は改築に係る工事にあつては別紙1-E-1から別紙1-E-234、別紙1-C-1から別紙1-C-122、別紙1-W-1から別紙1-W-167又は、別紙1-H-1から別紙1-H-4の額、修繕に係る工事にあつては修繕工事計画書又は特定更新等工事計画書に記載の額をいう。以下同じ。）から当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの額を控除した額（東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。）の5割に相当する額を、助成金として東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社に交付するものとする。

①当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であつて、機構が東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社から引き受けることとなるものの額が助成対象基準額を下回るものであること。

②申請に係る工事に要する費用の縮減が東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社の経営努力によるものであること。

③申請書の記載事項が適正であること。

添付書類

- 別添 1 高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定（機構及び東日本高速道路株式会社）
- 別添 2 高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定（機構及び中日本高速道路株式会社）
- 別添 3 高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（機構及び西日本高速道路株式会社）
- 別添 4 一般国道 28 号（本州四国連絡道路（神戸・鳴門ルート））等に関する協定（機構及び本州四国連絡高速道路株式会社）
- 別添 5 貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類
- 別添 6 推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類